宮城県の「水産業復興特区」構想に思う

専任研究員　出村雅晴

1　「水産業復興特区」の内容

「水産業復興特区」構想の端緒は、宮城県知事による政府復興構想会議(2011.5.10)での提案である。提案書では、「養殖業等の沿岸漁業への民間による参入や資本の導入などが促進されるよう、水産業復興特区を創設する」とし、具体的な内容として、①区画漁業権の免許の適格性(漁業法第14条)、②区画漁業権の免許の優先順位(同17条)、③定置漁業権の免許の優先順位(同16条)のほか、各種土地利用規制などを列挙した。

しかし、漁業者を対象とした県の説明会の模様を報道する新聞記事を読む限り、こうした内容が正確に伝わっていない。「県側は、地元漁業者が参加していない企業には漁業権を付与しないとした」、「地元の漁業者が議決権の過半数を占める漁業会社▽地元の漁業者７人以上が参加する漁業会社－－なども第１位とする」、「漁業法によって漁協が第１位となっている」といった報道(注1)から類推すると、「構想」案が対象とする漁業権は「特定区画漁業権」であると思われ、また参入を認めようとしている民間企業は、もともと漁業法が後順位で認めている「適格性を有する者」としか読み取れないからである。

漁協が優先順位を有する漁業権は共同漁業権、定置漁業権、特定区画漁業権であり、区画漁業権に関する免許の優先順位は、漁業者または漁業従事者が第１順位である(第１表)。また、「区画漁業権の免許の適格性」の見直しは、地域漁業者とは無関係の企業の参入を認めることになりかねない。こうした点について、十分な説明がなされているのかどうか、懸念されるところである。

第1表　漁業権の種類と内容

	説明（対象漁業種類など）		免許の優先順位（第1順位）
定置漁業権	大型定置網、北海道のサケ定置漁業など		漁協等
区画漁業権	第1種	カキ、ノリ、真珠養殖、小割り式魚類養殖など	漁業者または漁業従事者
	第2種	網仕切り式魚類養殖、築提式クルマエビ養殖など	
	第3種	地まき式貝類養殖など	
共同漁業権	第1種	アワビ、アサリなどの採貝、コンブやワカメなどの採藻漁業	適格性が認められるのは漁協等のみ
	第2種	小型定置網や固定式の刺し網などによる漁業	
	第3種	地びき網、無動力船による船びき網漁業など	
	第4種	三重県等の寄魚漁業などの特殊な漁業	
	第5種	河川･湖沼等の内水面や封鎖性海面における漁業	
特定区画漁業権	（区画漁業権のうち特定のもの）ひび建養殖業、藻類養殖業、真珠養殖業を除く垂下式養殖業、小割り式養殖業、地まき式貝類養殖業		漁協等

資料　筆者作成

2　「水産業復興特区」の意味するもの

定置漁業は、まさに地先の漁業資源を漁獲するものであり、地元漁業者優先という原則の変更はとうてい受け入れられるものではない。区画漁業権についても、地元漁業者等現行漁業法が適格性を認める者の優先順位を変更する理由はなく、いずれの場合も免許申請がなかった場合に一般企業の参入を認めるかどうかの問題ではなかろうか。

今回の特区問題は「特定区画漁業権」を対象としたものといえよう。しかし、現行漁業法のもとでも、当該免許を受けた漁協の組合員となって承諾を得、漁場行使料を負担することによって、一般企業が養殖漁業を営むことができる。とすれば、「水産業復興特区」の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

意味合いは、漁協の承諾、漁場行使料の支払いを無くすことにあるといえるのではないか。さらに言えば、同一漁場で営まれる多くの漁業種類間で生ずる各種問題を調整する点で漁協の関与(承諾)は不可欠であり、結果として特区の目的は漁場行使料の負担問題に帰結する。

漁場行使料は、漁業者(漁協組合員)も負担しており、この負担を無くすことが民間資本参入促進にどれだけ効果があるのか疑問も残る。仮に、この負担が民間資本参入のネックになるとしても、地域漁業の振興に寄与するものであれば、漁場行使料負担問題について地域の漁業者や漁協と十分話し合うことでの解決が可能であろう。

しかるに、である。５月25日に気仙沼市で開催した漁業者対象の説明会で、「県側は、地元漁業者が参加していない企業には漁業権を付与しないとしたうえで『特区を利用するのも、会社をつくるのも皆さんだ』と強調」したが、「構想実現に賛成する意見は出なかった」と報道されている。(同注1) そうしたなかで、同27日の県庁で行われた衆議院震災復興特別委員会メンバーとの意見交換会の場で知事が「漁業参入に関心を持つ企業と協議を始めたことを明らかにした」とされる。(注2) いかに知事が「漁業の主役はあくまでも地元漁業者」といっても、これでは特区をめぐってギクシャクした信頼関係を再構築するどころの話ではないだろう。

3　今後の注目点

宮城県がまとめた「震災復興計画」の原案では、「水産業復興特区」の創設は「検討すべき課題」にとどめたとの報道(注3)もあるが、最終的な決定は８月中に予定されている。

政府の復興構想会議は６月末までに第１次提言をまとめるとしているが、５月29日に公表された「論点整理」で賛否両論併記となった(注4)、この問題の帰趨が注目される。

この場合、特に議論される「水産業復興特区」の内容に注目したい。５月31日付日本経済新聞社説は、「現在の漁業法を見直さない限り、漁業権の開放も幅広く民間資金を集めることもできない。特区制度としてとりあえず開放を可能にして、そこから後は、各地域が漁業者らと議論してどうするかを決めればいい」としている。(注5)「とりあえず開放」し、後は「各地域が漁業者らと議論してどうするかを決めればいい」と言うが、これを実質的に担保する仕組みが漁協を第１順位とする現行の漁業法ではないのだろうか。漁業者を組合員とする漁協が、進出を希望する会社等の事業計画等に納得できる場合には、漁場行使を認めることで対応できる。

さらに言えば、宮城県の場合は「民間資本を漁業に呼び込むため」を目的としているのに対し、同社説では「漁業権の開放」と「民間資金を集めること」を特区の目的としており、同一視できるものではない。漁業権などへの理解が不十分なのか、規制改革会議での議論の蒸し返しなのかわからないが、後者であれば震災復興に便乗した主張といわざるを得ない。(内容は11年６月20日現在)

(でむら　まさはる)

(注１) Yahoo!ニュース毎日新聞11年５月26日配信記事「東日本大震災：水産業復興特区、漁業権など詳細説明　漁協は「反対」変えず／宮城」

(注２) Yahoo!ニュース毎日新聞11年５月28日配信記事「東日本大震災：水産特区、県が企業と協議開始　養殖など沿岸漁業で／宮城」

(注３) Yahoo!ニュース毎日新聞11年６月２日配信記事「東日本大震災：県復興計画原案、全戸に太陽光発電　漁港、農地を大規模化／宮城」

(注４) 11年５月29日付第７回東日本大震災復興構想会議参考資料「これまでの審議過程において出された主な意見～『復興構想７原則』と『５つの論点』」

(注５) 11年５月31日付日本経済新聞社説「復興会議は特区制度の具体策を早急に」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/